令和元年

第1回市議会臨時会 報告第4号

専決処分の報告について

市が訴えを提起した市有財産貸付料請求事件について、被告との和解を平成31年2月12日地方自治法第180条第1項の規定により専決したので、次のとおり報告する。

令和元年5月21日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 被告 住所 函館市\*\*町\*\*\*\*

氏名 \*\*\*\*\*\*(債務者)

住所 函館市\*\*町\*\*\*

氏名 \*\* \*\* (連帶保証人)

- 2 和解額 189, 240円
- 3 支払方法
  - (1)被告らは、原告に対し連帯して、次のとおり分割して、原告の指定する方法によって支払う。

ア 平成31年(西暦2019年)3月から同年11月まで毎月末 日限り 各20,000円

イ 西暦2019年12月31日限り 9,240円

- (2) 被告らが、前項の金員の支払を怠り、その額が40、000円に 達したときは、被告らは、当然に期限の利益を失い、原告に対し連 帯して、和解額から既払額を除いた残金及びこれに対する期限の利 益を失った日の翌日から支払済まで年14.6パーセントの割合に よる延滞違約金を直ちに支払う。
- 4 和解の専決処分の日 平成31年2月12日